

# 令和5年もとす広域連合議会

## 第1回定例会 会議録

令和5年2月 6日（月） 開会

令和5年2月21日（火） 閉会

もとす広域連合

# 令和5年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（2月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○もとす広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙	4
○発委第1号の上程、説明	5
○議案第1号より議案第16号までの一括上程、説明、質疑、委員 会付託	6
○散会の宣告	17

### 第 2 号（2月21日）

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	20
○欠席議員	20
○説明のため出席した者	20
○職務のため出席した職員	20
○開議の宣告	21
○議事日程の報告	21
○一般質問	21
棚橋敏明議員	21
鏑本規之議員	28
○発委第1号の上程、質疑、討論、採決	35
○議案第3号より議案第10号までの一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決	36
○議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	44
○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	45

○議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	46
○議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	47
○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	50
○議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	51
○閉会の宣告	53
○署名議員	55

令和5年第1回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和5年2月6日（月曜日）午前9時14分開会

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 会期の決定   |
| 日程第 3  | 諸般の報告   |
| 日程第 4  | もとす広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙                             |
| 日程第 5  | 発委第 1号 もとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について             |
| 日程第 6  | 議案第 1号 もとす広域連合監査委員の選任について                         |
| 日程第 7  | 議案第 2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任について                      |
| 日程第 8  | 議案第 3号 もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定について                  |
| 日程第 9  | 議案第 4号 もとす広域連合個人情報保護審査会条例の制定について                  |
| 日程第 10 | 議案第 5号 もとす広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について             |
| 日程第 11 | 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 7号 もとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 13 | 議案第 8号 もとす広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 14 | 議案第 9号 もとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第 15 | 議案第 10号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 16 | 議案第 11号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について             |
| 日程第 17 | 議案第 12号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について         |
| 日程第 18 | 議案第 13号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について       |
| 日程第 19 | 議案第 14号 令和5年度もとす広域連合一般会計予算について                    |

日程第 2 0 議案第 1 5 号 令和 5 年度もとす広域連合介護保険特別会計  
予算について

日程第 2 1 議案第 1 6 号 令和 5 年度もとす広域連合老人福祉施設特別  
会計予算について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（15名）

1 番	馬 淵 ひろし	2 番	松 野 貴 志
3 番	棚 橋 敏 明	4 番	庄 田 昭 人
5 番	若 井 千 尋	6 番	若 園 五 朗
7 番	松 野 藤 四 郎	8 番	瀬 川 照 司
9 番	飯 尾 龍 也	1 0 番	今 枝 和 子
1 1 番	鏑 本 規 之	1 2 番	道 下 和 茂
1 3 番	石 井 伸 弘	1 4 番	神 谷 巧
1 5 番	村 木 俊 文		

### 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	山 田 潤
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介 護 保 険 課 長 兼 療 育 医 療 施 設 長	井 尾 昌 宏
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長	國 井 弘 光
衛 生 施 設 総 括 施 設 長 補 佐	喜 多 川 正 義		

### 職務のため出席した職員

書 記 長	高 山 浩 之	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時14分

◎開会の宣告

○議長（若井千尋君） ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若井千尋君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若井千尋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若井千尋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

1番 馬 淵 ひろし 君

13番 石 井 伸 弘 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若井千尋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、1月27日の議会運営委員会において、本日から2月21日までの16日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。  
したがって、今定例会の会期は、本日から2月21日までの16日間とすることに決定しました。



### ◎諸般の報告

- 議長（若井千尋君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
1件報告します。  
閉会中の所管事務等の調査について、議会運営委員長より、議会における個人情報保護についての報告書が提出されましたので、報告します。  
なお、この件につきましては、後ほど議題といたします。  
これで諸般の報告を終わります。



### ◎もとす広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

- 議長（若井千尋君） 日程第4、もとす広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。  
お諮りします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） ご異議がないものと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） ご異議ないものとして認めます。  
したがって、議長が指名することに決定いたしました。  
選挙管理委員には、新家武彦君、中島治徳君、大野賢一郎君、加藤 弘君、以上4名の方を指名いたします。  
お諮りします。  
ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。  
したがって、ただいま指名しました新家武彦君、中島治徳君、大野賢一郎君、加藤 弘君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。  
続きまして、選挙管理委員補充員には、高田敏幸君、石川正行君、竹山照雄君、高橋和夫君、以上4名の方を指名します。  
お諮りします。  
ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） ご異議がないものと認めます。  
したがって、ただいま指名しました高田敏幸君、石川正行君、竹山照雄君、高橋和夫君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。  
次に、補充の順序についてお諮りします。  
補充の順序は、先ほど議長が指名いたしました順序にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若井千尋君） ご異議がないものと認めます。  
したがって、補充の順序は先ほど指名しました順序に決定いたしました。



### ◎発委第1号の上程、説明

- 議長（若井千尋君） 日程第5、発委第1号 もとす広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。  
提出議案について、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員長、庄田昭人君。
- 議会運営委員長（庄田昭人君） おはようございます。  
それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきます。議会運営委員会委員長の庄田でございます。  
発委第1号 もとす広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを、議会運営委員会を代表しましてご説明させていただきます。  
個人情報保護制度の改正に伴い、地方公共団体の執行機関に直接適用される法の適用対象外とされた議会における個人情報の取扱いについては、議会において定める必要があることから、条例の制定についてを閉会中の所管事務等の調査で審査しましたところ、当議会運営委員会から議案を提出することとしました。  
議案内容につきましては、改正される個人情報保護に関する法律に準拠したものとしております。  
以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。  
よろしくご審議を賜り、皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。



案説明といたします。

- 議長（若井千尋君） ただいま議題となりました発委第1号は、本定例会最終日に質疑、討論、採決を行います。



◎議案第1号より議案第16号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（若井千尋君） 日程第6、議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任についてより日程第21、議案第16号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

- 広域連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

初めに、所信表明を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和5年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、次々と新たな変異株の影響により、感染状況が収束に向かっているとは言えず、全国では令和2年から6万5,000人以上の方がお亡くなりになられております。お亡くなりになられた方々については、心よりご冥福を申し上げます。

また、第8波の感染拡大に伴い、岐阜県独自の岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言が発せられているところではございましたが、昨日で終了いたしました。ピーク時に比べれば、感染が減少しているところではあります。引き続き蔓延防止のための取組を継続していかねばいけないと強く思うところであります。

当広域連合には、多くの高齢者や、子供が利用している施設の大和園や幼児療育センターがあります。引き続き職員、利用者の健康管理や衛生管理を徹底するとともに、感染防止のための対策を実施してまいります。

それでは、令和5年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることはご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設などの事業の執行に当たりましては、少しでも安定的な財政運営が図れるように、限られた財源の中で効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に応える

べく、引き続き努力をしてまいります。

初めに、介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画が最終年度となります。これまでの基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を継承し、引き続き高齢者が住み慣れたまちで生きがいを持って暮らしていけるよう、また、支援が必要となってもその人らしく過ごすことができるよう、医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

また、令和5年度は第9期介護保険事業計画の策定年度となりますので、地域における介護サービスに対するご意見を広く反映させた計画作成に努めてまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開しております。引き続き健全な施設の管理運営に努め、充実した高齢者福祉サービスを提供してまいります。

先ほども申しましたが、現在、日本中で新型コロナウイルスの感染が続いている中でもありますので、職員及び利用者の健康管理を行うとともに、徹底した衛生管理に取り組んでまいります。

次に、療育医療施設・幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の児童を対象とする児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しており、今後も引き続き、児童一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援や、その保護者への支援に努めてまいります。

また、休日急患診療所につきましては、日曜・祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしており、引き続き良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、構成市町からのし尿及び浄化槽、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントからの汚泥を衛生的に処理するとともに、二酸化炭素の排出を削減するため、汚泥焼却設備を廃止し、汚泥脱水処理及び搬出する方法に変更して2年目となります。今後も二酸化炭素の削減について検証を行い、地域住民の快適な生活環境の保全及び循環型社会形成推進に寄与してまいります。

最後に、地域住民の皆様の広域行政機関としての役割を果たすため、構成市町との連携の下、管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、当連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

次に、提案説明を申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、人事に関する案件

が2件、条例の改正に関する案件が8件、令和4年度補正予算に関する案件が3件、令和5年度予算に関する案件が3件の合計16件であります。

それでは、ただいまより、今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

現在、委員である折戸俊行氏の任期が本年7月11日に満了となりますので、後任に江尾友宏氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。

現在、委員である高橋卓郎氏の任期が本年7月11日に満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びもとす広域連合規約第16条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号 もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第4号 もとす広域連合個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報保護制度が見直され、地方公共団体にも個人情報の保護に関する法律が適用されるため、関係する条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第5号 もとす広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。

職員の定年引上げ等を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事と生活の両立を支援するための環境整備として、高齢者部分休業の制度を導入するため、条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、60歳を超える職員の給料月額等の措置などの関係条例の改正及び廃止を行うものでございます。

次に、議案第7号 もとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報の適正な取扱いに係る条文の引用元について改正を行うものでございます。

次に、議案第8号 もとす広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに管理監督

職勤務上限年齢制、暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制等を導入するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号 もとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第10号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

構成市町において、令和5年度より税・保険料の督促手数料が廃止されることに伴い、もとす広域連合においても構成市町との整合性を鑑み、介護保険料の督促手数料を廃止するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第11号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額については5億2,745万3,000円と補正前と同額ですが、内容について補正するものであります。

補正の内容について、歳入については補正がございません。

歳出の主なものは、総務費では、一般管理費を351万4,000円の減額、財政調整基金の積立金を986万7,000円の増額をいたします。民生費は、養護訓練運営費で工事請負費の契約差金や人件費で325万6,000円を減額いたします。衛生費では、診療費の工事請負費等で105万1,000円の増額、清掃費の委託料、工事請負費の契約差金等で414万8,000円の減額をするものでございます。

次に、議案第12号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億5,874万5,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、決算見込みにより、国庫支出金で262万4,000円、諸収入で195万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出の保険給付費については、各種事業の決算見込みによる予算の組替えとともに、介護給付費基金積立金で459万7,000円を増額するものでございます。

次に、議案第13号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,001万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,046万円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、市町負担金である老人措置費負担金が1,480万7,000円の減額、サービス事業収入では、コロナ禍により介護サービス全体で利用者減となり、4,104万円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費の老人福祉施設財政調整基金で846万3,000円の減額、民生費での職員人件費等で755万5,000円の減額、サービス事業費

では、各種介護サービス事業の職員人件費等を3,413万1,000円の減額をするものでございます。

続きまして、議案第14号から議案第16号までは、令和5年度の新年度予算であります。

当広域連合の新年度の予算総額は97億390万円を計上するものでございます。

一般会計が5億1,780万円で全体予算額の5.3%を、介護保険特別会計が82億8,000万円で、同じく85.3%を占めます。そして、老人福祉施設特別会計は9億610万円で、同じく9.4%を占めるものであります。

これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対して健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保及び障がい者、障がい児支援施策の推進などを目指したものであります。

令和5年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、最少のコストで最大の効果を上げる工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の税金であることを念頭に予算編成に努めます。

まず、議案第14号 令和5年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1,780万円で、令和4年度と比べて1,880万円の増額で、増減率はプラス3.8%となっています。

一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。

歳入の主なものは、組織市町からの市町負担金で3億5,740万2,000円、使用料及び手数料で3,524万6,000円、財政調整基金からの繰入金で2,794万円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で7,347万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費は1億1,305万5,000円、民生費は1億1,405万7,000円、衛生費は2億7,378万8,000円を計上いたしました。

次に、議案第15号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は82億8,000万円で、令和4年度と比べて1億円の増額で、増減率はプラス1.2%となっています。

介護保険事業は、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実に向けた取組をするとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費及び地域支援事業への対応に係る経費を計上いたしました。

歳入の主なものは、介護保険料収入で18億8,123万5,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で12億9,175万5,000円、国庫支出金で16億5,705万6,000円、支払基金交付金で21億1,551万7,000円、県支出金で11億5,503万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費が76億4,584万3,000円で、歳出総額の92.3%を占めます。また、地域支援事業費に4億2,420万5,000円を計上し、歳出総額の5.1%を占めております。

最後に、議案第16号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は9億610万円で、令和4年度と比べて1,970万円の減額で、増減率はマイナス2.1%となっています。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、所要額を計上いたしました。

歳入の主なものは、老人保護措置費負担金などの市町負担金9,484万6,000円、老人福祉財政調整基金繰入金8,743万1,000円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業収入で6億6,097万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費で、施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億4,137万9,000円、民生費で、養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億2,550万円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業費に6億2,534万5,000円を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前11時03分

○議長（若井千尋君） 休憩前に続き会議を再開します。

日程第6、議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

議案第1号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

日程第8、議案第3号 もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

日程第9、議案第4号 もとす広域連合個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

日程第10、議案第5号 もとす広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。



よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。  
日程第11、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

日程第12、議案第7号 もとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

日程第13、議案第8号 もとす広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

日程第14、議案第9号 もとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

日程第15、議案第10号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

日程第16、議案第11号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第11号について、議案が関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決をしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、委員会付託を省略し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第17、議案第12号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

日程第18、議案第13号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第19、議案第14号 令和5年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第14号について、議案に関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、委員会付託を省略し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第20、議案第15号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

日程第21、議案第16号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします



### ◎散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

付託案件等につきましては、各常任委員会での審査、協議をお願いします。

次回の本会議は、2月21日午前9時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 11 時 17 分

令和5年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和5年2月21日（火曜日）午前9時02分開議

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 一般質問    |  |
| 日程第 2  | 発委第 1号  | もとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について             |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定について                  |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | もとす広域連合個人情報保護審査会条例の制定について                  |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | もとす広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について             |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | もとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | もとす広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | もとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について              |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について          |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について        |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 令和5年度もとす広域連合一般会計予算について                     |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について                 |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について               |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	馬 渕	ひろし	2 番	松 野	貴 志
3 番	棚 橋	敏 明	4 番	庄 田	昭 人
5 番	若 井	千 尋	6 番	若 園	五 朗
7 番	松 野	藤 四郎	8 番	瀬 川	照 司
9 番	飯 尾	龍 也	10 番	今 枝	和 子
11 番	鏑 本	規 之	12 番	道 下	和 茂
13 番	石 井	伸 弘	14 番	神 谷	巧
15 番	村 木	俊 文			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	山 田 潤
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介護保険課長兼 療育医療施設長	井 尾 昌 宏
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老人福祉施設 大和園 長	國 井 弘 光
衛 生 施 設 長	伊 藤 弘 美		

職務のため出席した職員

書 記 長	高 山 浩 之	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開議 午前 9時02分

◎開議の宣告

- 議長（若井千尋君） ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。  
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（若井千尋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

◇棚橋敏明君

- 議長（若井千尋君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順に発言を許します。

最初に3番、棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

- 3番（棚橋敏明君） 皆さんおはようございます。

議席番号3番、瑞穂市の棚橋敏明でございます。お世話になりますが、よろしく願いいたします。

先日の連合長藤原さんのお話の中で、老人福祉施設の大和園などの事業の執行に当たりましては、少しでも安定的な財政運営が図れるように、限られた財源の中で効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福祉福利向上に 대응べく引き続き努力をしておりますと、このようなお言葉を所信表明でいただいております。しかしながら、多少私も疑問を感じるところがございます。というのは、もとす広域連合、こちらは本巢市、北方町、そして瑞穂市と3つの市町、こちらから皆様方の納税されたお金、企業からのお金、市民からのお金、町民からのお金をこちらに持ち寄ってくる。ただし、それぞれの町の町民の皆様、そして市民の皆様、そして企業の納税しておられる方々の見えないような状態にしております。そのような、こちらに持ち寄った資金によって運営している、そんな中から何か緊張感が欠如している、そんなようなことを感じる具合でございます。そこで、本日の質問をさせていただきたいと思いました。

まずその1つがデイサービス、既にこのことにつきましても、各岐阜県内の様々な市町では、既に市町で運営することは廃止しておられるところもございます。そしてまた、こちらのもとす広域連合の大和園のことにつきましても、平成28年、様々なことを論議し、様々なことを研究し、そ



して、様々なことを策定してまいりました。ところが、令和になってからそのことが逆に戻っちゃっているんじゃないかと、そのようなことがまさにデータに出ております。

先ほど鏝本議員さんが配られたデータにも、一部その姿が見えるんじゃないかなと思います。そしてまた、これからの今後の15年間の修繕計画で何が本当に安心安全に仕上がるのか。そしてまた、今様々言われておりますSDGs、そしてカーボンニュートラル、このような新しい規制が発生した場合に、さらに大きな改善、大きな修繕、大きな改革、これが発生するのではないか。そんなところを様々考えた場合に、公私連携、そしてまた民営化、そういったことを真剣に考えねばならないのではないかなと思ひ、今回の質問とさせていただきます。

そして、私の質問の相手、そちらのほうの書類には、質問の相手のところはひとまずは空白にさせていただきました。なぜかと申しましたら、連合長、副連合長におかれまして、このことは私が答えるべきだと責任を持っていただいているのであれば、その責任感に基づいて連合長、副連合長よりご答弁いただきたく、心より期待しております。

それでは、以下は質問席のほうへ移らせていただきます。

○議長（若井千尋君） 老人福祉施設大和園、國井弘光君。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 大和園の國井と申します。よろしくお願いたします。

まず、収支についてでございます。平成28年度に作成しました平成29年度から令和3年度まで5か年の経営改善計画に従いまして、順調に収支の改善が図られてきたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症でクラスターが発生し、事業の休止を含む利用制限等により利用者が減少し、介護保険のサービス事業収入が大幅な減額となりました。

具体的な数字で申し上げますと、サービス事業収入の令和2年度の決算額というのは前年度、令和元年度に比べて4,000万円強の減、同じく令和元年度との比で令和3年度は3,200万円強の減となりました。特に在宅系の通所介護事業、認知症対応型通所介護事業及び短期入所生活介護事業において大きな減額となっております。さらに、令和4年度の収支につきましては、過去2年以上の収入減が見込まれるところでございます。本年度もクラスター発生で介護サービスに利用制限をかけた時期が3回ございますので、大きな収入減は避けられない状況となっております。

今後の収支改善でございますけれども、28年度作成の改善計画が実効性のある改善計画と思っておりますので、コロナ以前の状況に戻すことで経営改善が図れるものと思っております。

デイサービス等の在宅サービスを利用される方は、ご自宅で入浴が困難な方が多くございます。何日も大和園を利用できないとなれば、何日も入浴ができないこととなりますので、他施設へ行った場合、利用し始めた場合、大和園へ戻ってくることはなかなか難しいと、環境の変化を望まない

ということで、そのような傾向がありますので、利用者の増には新規の開拓が欠かせないものと思っております。

目標としましては、令和5年度、令和6年度と徐々に利用者を回復して、何とか令和7年度には令和元年度並みの収支となるよう、ケアマネ等にも積極的に働きかけるなど、利用者増に向けて取り組んでおるところでございます。

なお、養護老人ホームにつきましては、市町からの措置がほとんどない状況でございます。したがって、入所者数の減少が続いておるわけでございますけれども、養護老人ホームにつきましては介護保険とは関係ない、老人福祉法で定められた措置の施設でございます。2市1町で抱えている施設ということで、収支に関係なく必要な施設だということでございますので、引き続き空床利用につきましては検討を重ねてまいります。養護老人ホームの収支につきましては介護保険事業の収支とは分けて考えていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若井千尋君） 挙手をして、指名の後に発言ください。

棚橋敏明君。

○3番（棚橋敏明君） 今の最後のほうにおっしゃられました養護老人ホーム、こちらのことでちょっとお聞きしたいことがあるんですが、以前に多治見の方が私どもの養護老人ホームに入っておられたようなことがあったと思うんですが、各市町の責任という中であって、例えば多治見の方を受けるということは、多治見のほうが多治見市内の施設にその方をお入れにならずに、こちらに入れておられたというふうに解釈すれば、今現在私どもから養護老人ホームでお世話になっている方々をほかの施設に入れることも可能なんでしょうか。

○議長（若井千尋君） 國井施設長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 現在の詳しい状況は分かりませんが、管内以外の養護老人ホームへ措置することは可能でございます。県外も可能でございます。

○議長（若井千尋君） 棚橋敏明君。

○3番（棚橋敏明君） どうもすみません、ここの質問の仕方が何か分からないもので、本当申し訳なかったです。

それでは、その次に移りまして、大和園のこれからの長寿命化、そして、その中でちょうどこの配付もございました。令和9年から令和11年、ここの改修計画、そしてまた、令和16年、令和17年の改修計画のこちらの内容の説明よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 國井施設長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 令和9年から10年にかけて9億8,208万6,000円とございますのは平成4年に整備された特養の建物でございますけれども、デイサービスとショートステイを含む特養がございま

すけれども、そちらの建物及び設備に関するものでございます。具体的には屋根の防水、屋内の洗面台、作りつけ家具等、あと、高圧変電設備、電力等の監視設備、空調等の制御監視装置、衛生器具、衛生配管等の改修費用を示しております。

また、令和16年から17年にかけての6億3,978万4,000円につきましては、こちらは養護老人ホーム、平成12年に開設しておりますけれども、そちらの建物、設備に関する改修計画で、特養の内容に加えまして、こちらは2階建てですのでエレベーターの改修を含めたものになります。

以上でございます。

○議長（若井千尋君） 柵橋敏明君。

○3番（柵橋敏明君） この空間の、ちょうど12年ですね、12年から15年に当たって、この間は何もやらないという状態になるのか。そしてまた、なぜ何もやらなくて済みますのか、そういった、何か意味がございましたら、ご説明ください。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） この計画につきましては、設計事務所に委託しまして、予防的保全を見据えて算出したものでございます。耐用年数等あるかと思っておりますけれども、当然、計画どおり進むとも思っておりませんし、随時見直しをかけていく必要があるかとは思っておりますけれども、そういった中で、先ほど申しましたように年度を追ったそれぞれの設備等の耐用年数を基につくってありますので、実際の運用の中にはずれるものもあるでしょうし、金額等もできるだけ安く抑えたいというような思いもありますので、そういった変化があるものでございますので、全てがこの計画に従って改修を行っていくというものではないと考えております。

○議長（若井千尋君） 柵橋敏明君。

○3番（柵橋敏明君） 今まさにその変化が生まれるだろうということを多々おっしゃられた。それと同時に、本当にまさに今回の物価の高騰、そして、以前から考えられているSDGs、そしてカーボンニュートラル、そこにさらにここ最近の話題としては食材、食べ物、こういったもののオーガニック、要するに、いかに安全で安心なものを供給するか。そういった様々な諸問題がどんと今出てきたのが、まさに本当に今回のウクライナに発しますロシアの侵攻、そういったことも踏まえて大きく変わってきた。なおかつ本当にノーカーボン、このことも本当に待ったなしの状態。

さらにそこに恐らく、今現在はこの大和園におけます食材もオーガニックということはある程度考えておられないと思います。だけど、あと2年か3年して、学校給食がオーガニック中心だろうということになった場合に、それじゃ、大和園はそうではないんだというふうでは済まないと思いますが、そういった様々な社会の変化、特にここで急激に起こるべく、やはり社会の変化、そしてまた、これからのかなりの物価の高騰、そういっ

たことに対して、何かこんなふうを持っていこうとか、いや、時を眺めたら仕方がないんだという程度のことなのか、果たしてどうなのか、一旦そこら辺のお気持ちをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） ただいま質問にありましたSDGsとカーボンニュートラルでございますけれども、確かに食材料費等値上がりしておる中で、オーガニック等必要かとは思いますが、来年度予算におきましては食材料費、賄材料費の予算、単価を値上げさせていただいております。その中で、できるだけ安全なものということで、食材選定委員会というものを毎月やっております。物を見ながら、特に生鮮食品、必ずしも単価ばかりではなく品質まで、物を用意してもらいまして、そこらを調理員交えて見極めて食材を選んでおるといような状況でございます。

SDGs、カーボンニュートラルにつきましても、例えば来年度、厨房の改修工事を行うわけですが、照明は全てLED化にするなど、僅かながらですが、配慮をいたしておるところでございます。こちらにつきましては、ランニングコスト等も考慮しながら慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。また、SDGsにつきましては、環境問題、エネルギー問題に目が行きがちなんですけれども、貧困でありますとか飢餓、あるいは保健衛生等の課題もございますので、そういった部分では大和園、セーフティーネット的な役目も果たしておりますので、そちらのほうで僅かながら貢献できるものというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（若井千尋君） 棚橋敏明君。

○3番（棚橋敏明君） 施設長も本当にSDGs、本当に環境とかそういったことだけでなしに、人間に対してもというところで、本当に優しい言葉を頂戴しましてありがたい次第でございます。ただし、私、非常に不安に感じますのは、この長寿命化の合計で16億2,187万円になるのかなと思います。果たしてこれだけたくさんのお金、そしてなおかつ本当にこのお金だけで済むのかどうなのか。特に、本当にこれからの価格の高騰、これは施設長でも、私でも、誰もが見抜けない。どう変化するか分からない、本当にそんな中にありまして、長寿命化合計で16億2,187万円、本当にかけていいものなのかどうなのか、本当に心配でございます。

そんな中、その次の項目に移らせていただきますが、いっそのことという言葉はあまり使いたくないです。ただし、今の社会の流れを見ていましたら、公私連携、これをやりまして、みんなで本当にやっていこう。そして、なおかつ公私連携で役所は役所の役目、そしてまた、請け負われたところは請け負われたところの役目、そんなところから公私連携で無償で貸与し、そういったことを進めようという今、動きが当然でございます。

どうかそんな中、これは施設長だけではお答え出せないところだと思

ますが、連合長、そしてまた副連合長、もしもこのことにつきまして、大和園、一言で言えば民営化かもしれませんが、感ぜられるところがございましたら、施設長のお言葉も含んだ上で、やはり連合長、そして副連合長にお尋ねしたいと思います。

何とかそこら辺のことを、この16億2,187万円、これをやるか、やらないか。また、やるだけの効果が出るかどうか。また一緒に考えながら、公私連携、これを考えるべきじゃないかなと思いますので、ぜひともそういったところを、今後の流れと申しますか、答弁と申しますか、本当に連合長、副連合長、そして施設長のお考えをしっかりとお聞きしたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 私の意見を述べさせていただきます。

広域連合、3市町でやっておるわけですけれども、瑞穂市のようにサービスの充実した施設もあれば、本巢の北部のようにあまりサービスの充実していない地区もございます。大和園は、地理的な状況から北部の地域に貢献していると自負しておりますけれども、3市町で介護保険の広域連合をやっていく中で、失礼な言い方ですけれども、山の奥のほうにおる方も、瑞穂の真ん中におる方も、同じ介護保険料を支払っております。そういった中で、サービスの偏りが無いようにというのは大事なことかと思っておりますけれども、そういった部分でまだまだ大和園がこの地域で果たしていく役割はあるものというふうに私自身は思っております。

○議長（若井千尋君） 藤原連合長。

○連合長（藤原 勉君） 私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思っております。

この公私連携という問題というのは、今後検討していかなきゃならない課題だろうというふうには思っております。もともとこの大和園、ここの福祉の施設ができた経緯というのは、やはりなかなか福祉に対して民間が参入できないという、やっぱりどうしても経費の問題もあったりなんかして、できないという時代に、公的に施設をつくって、そこからは運営されてきているという流れがあります。県におきましても同じようなことが、前の市のときと同じような話がありまして、やっぱり県が率先して福祉施設をつくっていかないと、民間の資金の導入がなかなかできないというようなことから、公的にまずやって、そして、皆さんで民間にもどんどんと参入していただくというような考え方の下に、県でも福祉施設をつくったという経緯がありまして、これはこの広域連合の施設もまさしくそのような流れの中で出てきているものであります。

ただ、今、時代の流れの中は、やはり今既に民間の施設が大変頑張ってやってきていただいております。我々の発想は、やっぱり民でできるものは民でやっていただく。そして、その上に、ここが先ほど棚橋先生お

っしゃるように、ここは少しサポートしていくというような仕組みというのは今後やっぱり考えていかなきゃならない課題だろうというふうに思っております。今後、3市町、また皆さん方のご意見をいただきながら、そして、この施設の在り方、そして今後、この後も20年、30年、50年続けていくのかどうかというようなことも含めて、やっぱり一度議論して検討していくべき課題であるというふうに思っております。今後また皆さん方のお知恵をお借りする中で、この福祉施設の在り方ということもしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以前からいろいろ課題もあって、いろいろお話も、内々ではお話は今までありましたけれども、やはりこうして公の場で議論というのが今まではされてきておりませんでしたので、今回こうして今日も、この後も鰐本議員からもお話がございます。ぜひそういったことも踏まえながら議論をして、そしてまた、何がこの地域にとって大事なのか、そして、皆さん方に住民サービス等々の低下とかいうことがないように、そういう中でこの施設の在り方を十分検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（若井千尋君） 棚橋敏明君。

○3番（棚橋敏明君） どうも連合長、ありがとうございました。

本当にやはりここでもう一度真剣に考えるところへきているんじゃないかなと思うんです。といいますのは、やはり大規模改修が令和9年、ここから始めなきゃいけない。そういうふうになってきますと、基本設計とか様々考えていきましたら、かなりもう今道筋を決めておかなかつたら、無駄な投資になってしまいます。そしてまた、二重の投資になってしまいます。

それで、やはり基本、もとす広域連合というのは各市町からご負担いただいているお金。ですから、どうしても納税者の顔が見えない。つついやはりみんなで持ち寄った金じゃないかというふうで、多少なりともですが、緊張感に欠けざるを得ない。やはりもう一度ここで原点に戻っていただきまして、瑞穂市のことや本巢市のことや北方町のことや、自分たちの納税していただいている方々が目の前に見えているんだという観点の下に、大和園のこれからの改修計画、そしてまた、公私連携にしていくのか、大きな曲がり角にきているんじゃないかなと思います。

そんな中、どうか納税しておられる方々、そしてまた、利用される方々、そしてまた、その方々の背景、しっかりお考えの上、どの道が本当がいいのか、早速にも議論をスタートしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、本当に質問の仕方、また、この場所でのモラルが分からない、順序が分からなくて、本当に不手際な一般質問になってしまいましたが、また議長にもご迷惑をおかけいたしました。これにて私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。お世話になりました。

○議長（若井千尋君） 3番、棚橋敏明君の一般質問を終わります。

◇ 鏝 本 規 之 君

○議長（若井千尋君） 次に、11番、鏝本規之君の発言を許します。

鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君） それでは、通告に従って一般質問をしたいと思っております。

さきに大和園のことについて一般質問がされておられました。ちょっと違った意味で一般質問をしたいと思っております。

大和園の民営化についても、また、養護老人ホームの空き部屋等々についても、前にも一般質問をした覚えがあります。そういう中で、予算書等々を見たところ、私が空き部屋の利用についてということで一般質問をして、前向きに検討するというような答弁をいただいたと思っておりますけれども、その答弁を信じたとするなら、何らかの形でこの養護老人ホームの空き部屋等々についての計画、また予算等々が計上されていなければというふうで、興味を持って予算書等々を見させてもらったわけでありませぬけれども、残念ながらそういうようなことはされておられません。

ということは、私の一般質問をして、回答を得られたことについては、何ら変化がないというふうに思いまして、改めて今回同じ質問をするわけでありませぬ。

通告に従って行いますので、少し私の思い、今の思いとこの一般質問を提示したときと、少しずつ変わってきてはいますが、その中で多少違いもあるかもしれませんが、ご理解をいただきまして、質問をさせていただきます。

養護老人ホームの入居者は減少が続いています。定員60名に対して現在の入居者は19名ということではありますが、その空き部屋の有効利用を進めるために、昨年10月の当議会において一般質問をしました。法令では、定員の2割以内であれば契約入所、要するにお金を頂いて部屋を貸すということができるということではありましたが、そのときの答弁では前向きに検討するということではありましたが、残念ながら、予算書にもそういうことが書かれていません。ですので、これからの思いと、今どういうことを協議されているのか、また、契約入所以外にも空き部屋の有効利用の仕方もあるかと思っておりますが、大和園の園長としての思いをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） まず、契約入所でございますけれども、こちらにつきましては令和5年4月に開始ができるよう、規則等の整備手続を進めております。市町の措置とは異なりまして、個人との契約になりますので、利用料金の設定等、現在細かな調整作業の段階でございます。4月開始と言いながら予算計上いたしてはおりませぬけれども、実際

に利用者がどれぐらいあるのかは見当もつかないというようなことで、予算計上は控えさせていただいております。

その他の活用方法でございますけれども、障害者向けの短期入所施設、あるいは障害者向けのグループホームについても、岐阜市の施設等へ視察に行くなどして、実現の可能性について検討しているところでございます。

大和園内で経営改善計画作成検討会というのを設けまして、課題の洗い出しやほかに考えられる改善方法についていろいろ意見を出し合っておるところでございます。現在の状況としましては、養護老人ホームにおける根本的な収支の改善という点ではこれといった提案ができておりませんけれども、地域貢献、あるいは地域のニーズへの対応ということを主眼として考えた場合には、比較的現実的な意見が出ているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 再質問をさせていただきます。

答弁ができれば、答弁をいただきたいと思っておりますが、答弁ができないようであれば、答弁がなくても結構でございます。今の答弁から察しますと、予算等々はなされていないけれども、それなりに会議を開き、そして前向きな検討をしているということでもあります。その中で、どの程度の利用する人がいるのか分からないというような答弁もありましたけれども、個人がやっている施設もある。そういう中においても、有料の貸し部屋というのは結構利用する人が多いというふうに聞いております。ですから、民営では結構そういうことをやっているところが多々あると思っております。

ただ、大和園でやった場合に利用者がどの程度いるかということは、統計を取るわけにもいきませんし、人様に、あなたは入りますかということも聞けないだろうと思う。けれども、社会の今の状況等々を鑑みれば、借手がゼロということはないだろうと思っております。ですので、確かに部屋の改造等々においてはお金もかかることでありますけれども、空き部屋にしておいてもそこそこの維持管理費は要るわけであります。市民の方から頂いたお金、そういうものを有効に利用する、また、市民の方たちから頂いたお金でつくった施設を有効に利用する。そして、今の利用者に対して、利用しようとする人に対して、いろいろな形で満足していただくというのが、やはり公共の場であろうという思いをしているわけであります。

よって、国のほうもそういうことを認めたということは、無駄をなくして、大いにそういうところを利用しなさい、そして、利益も得なさいという形で、定員の2割まではお金を頂いてもいいですよというようなことがなされているわけ、また、許されているわけであります。そういうことを踏まえて、議論だけではなくて、いつ頃までにそのことを形として示せるのか。また、何らかの形で市民の人にご意見をいただくというようなこと



を考えているのか。考えていないなら、考えていないで結構ですので、どのような方向でこれからその空き部屋を利用していくのかということをお尋ねをいたします。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 先ほど議員おっしゃられたように、現在の入所者数は定員の3分の1ほどでございます。定員の2割が12ということでございますので、それにしても空き部屋がたくさん発生するということで、定員の削減ということも考えていかなければならないというふうに思っております。

その活用方法として、障害者対象の短期入所やグループホームのお話を先ほどさせていただいたわけでございますけれども、いつまでにといつところについては明確にはお答えできませんけれども、できるだけ早い段階でそういった活用、無駄のない活用ができる形に整えていきたいというふうには思っております。

○議長（若井千尋君） 鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君） これは大和園の問題だけではなく、公共の施設というものをいかに有効に使うかということにもつながるかと思っております。大和園の園長そのものは、正直なこと言ってこの1月から園長になったということですので、深いことを聞いても答えられないこともあるかというふうに思っておりますけれども、執行部においてはこの空き部屋をどういうふうにご利用したらいいのか、よく考えて、そして方向性を定めるといふふうに考えていただくことをまた切にお願いをするわけでありませう。

また、議員におかれましても、この問題については自分のことであるというような思いでしっかりと自分たちの考え、また、どうしたらいいのかということをよく考えて、これからも議員としての役割を果たしていただくことを切にお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、大和園そのものの民営化ということについて質問をするわけでありませう。この民営化については、本巢市の議会の中での一般質問もしたわけでありませうけれども、たまたまそのときにうちの市長さんは、二日酔いか病気か何かでよく分かりませうけれども、議会を欠席をされまして、答弁が副市長ということになりましたので、再質問をしても何をしても意味のないような質問になってしまいましたので、さらさらで終わってしまったわけでありませう。

本当なら本巢の議会で一般質問をして、その返事によって今回のこの場で一般質問をしようとしたわけでありませうけれども、残念ながらできなかったということで、後々でいろんな話もしておるわけでありませうけれども、民営化についてはやはり執行部、また、私、議員それぞれに考えがあろうかと思っておりますので、今回は私の一般質問でありませうので、私の思いとしての一般質問をさせていただきますので、答弁のほうはどのような答弁にな

るかも知れませんが、できなければできないで結構であります。今回の一般質問は、執行部の方、また、議員の方に考えていただきたいという思いから一般質問をしますので、よろしく願いをいたします。

議長におかれましては、少しずれることがあるかと思いますが、ご容赦のほどよろしく願いをいたします。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

大和園の民営化については、かつての老人福祉常任委員会のメンバーの努力があり、大和園の収支が大幅に改善されてきたものと認識しているところであります。議員各位にお配りした資料を読んでもらえれば分かるかと思いますが、大分前に大和園が相当の赤字であったと。そのときに一般質問をして、そのときの大和園の関係の議員、今、議長をしておられる若井委員長、委員だったかな、そのときは。それから、黒田議員、そういう方たちの努力によって、また、大和園を運営する職員たちの努力、また、執行部の努力によって大分赤字が改善され、そして、黒字になってきたというふうに思っております。

残念ながら、この一、二年はコロナのことで赤字になっているというのは、これはやむを得ないであろうという思いをしておるわけでありましてけれども、それを除けば、大分改善もされて、黒字になってきているだろうというふうに思っております。私が初めてこの議会に来させてもらって、一般質問をしたときには、わけが分からない一般質問で1時間以上一般質問をした中において、雑談とかいろんなことも含めて、大和園の民営化をすれば、恐ろしい補助というのか、お金が出ますよと。だから、受け手もないであろうというような意見をいただいたかと思っております。

今、少し事情が違って、黒字にもなっている。また、世の中の事情も大分変わってきて、民営化の、個人がやっている、大和園というような老人の設備もどんどんと多く建てられている。これはなぜ建てられるかというと、ある程度の利益が上がるから、建てられているというのが現実であります。けれども、新たに建てられている老人ホームの数よりも、潰れていく、経営ができなくなって閉めている、そういう施設も結構あるわけです。足し算と引き算をしていきますと、何となくプラスよりもマイナスのほうが多いかなというふうに聞いておるわけでありまして。これは私の記憶でございますので、もし間違っていたらおわびをいたします。

そういう中で、今後10年かけて15億円近い予算を投じて、大和園の古くなったところを直していく。また、もう少し使えるようにしていくということになれば、今から10年先までに15億円近い、もうそれ以上のお金を投資をして、そして、設備を直していく。これが本当に正しい選択なのか、否かということをおもうわけでありまして。

今から10年先にきれいに大和園が直ったとする。そのときは確かに利用者が増えてくるであろうと。お年寄りが増えてくる。私は、今75であります。10年たてば、85であります。私たちの年代の人が物すごく多く

なってくるだろうというふうに思うわけであります。85であの世に行ければ、それはそれで私は幸せだと思っているけれども、まだまだ長生きができてしまうだろうという思いの中でいくと、10年先、20年先までは多分利用者がどんどん増えていくだろうというふうに思っていますけれども、20年以後になれば、当然、利用者は減っていくわけであります。

けれども、きれいに直して、そして、利用できる間は10年ぐらいなんです。それ以後は、だんだんと利用者が減っていくということになれば、本当にこの10年の間に十数億円というお金を投資して、大和園というものを運営していくことが本当に正しい選択なのかということを経験したときに、1つの考えとして、ある程度はお金を出してもいいけれども、民営化をすべきではないかなという思いをしておるわけであります。

そして、民営化をしたときに、この大和園を受けてもらえるという施設があるかということも、それなりに聞いてみたところ、今の状況であるとするなら、民営化もしても、私の施設で受けてもいいですよというような声も聞いたわけであります。ということは、民営化をしても、もし募集をしても誰も来ないというようなことはないだろうという思いをしているわけであります。条件次第だろうという気もしますけれども、そういうことを含めて、10年先までに十数億円かけて本当に正しいのかということも含めて、大和園を民営化することについての考え等々、大和園の今のトップでいる園長さんに聞きたいと思っておりますので、答えられる範囲内で結構でございますので、ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） まず、収支の状況でございますけれども、今ほど議員のご指摘にあったとおり、順調に改善できていたところに新型コロナウイルス感染症の影響で、現在赤字になっておるものがございます。感染対策をしながら、状況が回復すれば、再度の黒字ができるものと考えております。

ここで、大和園の役割についてご説明させていただきたいと思っております。まず、特別養護老人ホームですけれども、96床のうち80床は古い施設で、その居室は介護保険制度の下では従来型居室と呼ばれております。そして、その多くが4人部屋と2人部屋の多床室になっております。管内は大和園より新しい施設が非常に多いんですけれども、その多くはユニット型居室で、しかも個室というタイプがほとんどでございます。この場合、利用の際には居住費といまして個室料金等を高額に設定することが可能で、利用者の負担が大きくなるような仕組みになっております。一方、大和園のような多床室はユニット型個室に比べて居住費が安く済みますので、現在でも経済的理由によって大和園を希望される方は少なくありません。

また、養護老人ホームにおきましても、特養の併設のショートステイにおきましても、DVでありますとか虐待等により家族等から退避させる必要がある方の緊急の受入れにも応じております。このような点からも、養

護老人ホームばかりではなく、特養におきましてもセーフティネット的な役割を果たしていることがご理解いただけるものと思います。

一方、デイサービスにおきましては、多くの民間事業者が参入してきた中で、いち早く土曜日と日曜日の営業を実施し、365日営業で地域のニーズに答えてまいりました。この広域連合管内におきましても365日営業しているデイサービスはほとんどございませんので、そういう認識でございます。さらに夕食つきの延長利用、延長送迎にも対応しておりまして、より利用者ニーズに対応した取組を行っておるところで、こういった取組によって黒字を出してきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症による利用制限等によりまして現在利用者数は落ち込んでおりまして、収支も赤字となっておりますけれども、地域にとってはまだまだ必要な施設であるというふうに認識しておりますので、今後も積極的にそういった利用者は受入れを行ってまいります。

次に、今後の大規模改修等による費用についてでございますけれども、先ほど棚橋議員のときにも少しお話しさせていただいたんですけれども、この改修計画は設計事務所に委託して、施設を長持ちさせることを前提として、予防保全的な耐用年数などを基にして策定したものでございます。実際には耐用年数を過ぎても調子がよいものもあれば、計画より前に大きな修繕等を要するものもあるかと思っております。その辺、慎重に判断いたしまして、随時見直しを行って、できる限り経費をかけない方向で長寿命化を図っていききたいというふうに思っております。

高齢者人口の減少を踏まえた対応でございますけれども、第8期介護保険事業計画によりますと、後期高齢者の人口のピークは高齢者全体の人口のピークより20年ほど遅れるものと予測しておりますので、さらに後期高齢者のほうが介護サービスを必要とされることが想定されますので、将来的な介護サービスニーズの減少は否めませんが、その時期は議員の指摘よりやや先になるものというふうに考えております。

こういった事情を考慮をした上で、少なくとも今の段階におきましては、大和園が公営公設の施設としてまだまだ果たしていく役割があるのではないかと、こういうふうに考えております。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 大和園を民営化ということで一般質問をしておるわけでありましてけれども、私がこの大和園という施設そのものに興味を示すようになったというのは、やはり自分がそういう施設を自ら利用しなければいけないだろうなという思いの年になってきたということが現実であります。

その中で、10年近く前からいろんな形で議員各位、また、執行部の方、大和園の運営をしている職員等々の努力によって、大分改善もされてきていると思っております。私が初めてこの席に立ってからと、今の大和園というものについては、大分、市民の方たちの評判が違ってきております。

簡単な言い方をすると、前よりも大和園という園そのものの人気がよくなってきている。大分変りましたねという意見を結構いただいている。これはもう本当にそれを運営してくれている、また、そこで勤めてくれている職員さんたちの意識の改革、そういうものの現れだろうとっております。

このことについては、利用される方、また、施設に世話になっている方に成り代わって、本当にありがとうございますとお礼を言いたいような次第でありますけれども、そのことと民営化とは少し意味が違うわけであり、確かに地域に対して老人福祉という形でいろんなサービスをしていることについては、これはこれで結構だろうと思っておるわけでありましてけれども、ただ、5年先、10年先、20年先を考えたときに、今の大和園の運営の仕方が本当にいいのかなという思いがあって、民営化ということについていま一度担当する執行部の方たち、また、議員各位にも考えていただいて、今以上によくなるように、また、私もいずれ世話にならなければいけないだろうと思っている。そういうときに、ああ、いいところだなと、この場所で人生の最期を終わるのかと、いいところで終われたなと思える施設にしたいわけでありまして。

人がどうのこうのよりも、自分の最期をこの場でというような施設になればいいなという思いで、今、一般質問をしているわけでありまして。そのことについては、やはりその施設にいて、少し体が悪くなった、そういったときに、よその病院に行って、その病院であの世に行くという、天井を見ながらあの世に行くというのは非常に寂しいなという思いをするわけでありまして。ですので、医療老人ホームみたいな形になればなという思いもあるわけでありまして。そうした場合、やはりそういうことのできるのは、今、民営化以外にないだろうというような思いがあって、一般質問をしているわけでありまして。

本巢市の大和園がある程度医療もできる、点滴ぐらいは受けられるであろう、そして、大和園の天井を見ながらあの世に行けたらなという思いがあって、民営化ということを行っているわけでありましてけれども、一般質問の中に含まれているか、いないか、分かりませんが、大和園においてお医者さんを入れる、そういうような形ができるのか否か、質問をしたいと思っておりますけれども、園長さんとして答弁ができなければ、できないで結構ですので、医療ができるという施設になるか否か、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 大和園としましては、常勤の医師はございませんが、嘱託医というような形で医師を配置させていただいております。ターミナル室とって、みとりができる部屋も用意しております。看護師等ついて、その嘱託医の指示に基づいて、ご家族の同意の下、大和園でのみとりを希望される場合にはみとりを行っていくこともできる体制となっております。

本格的に医師を常駐するような予定はございませんし、そうなってくると、もう特養の域を超えてまいりますので、違った施設になるかとは思いますが、当面は現在の介護の需要が見込まれますので、現状のサービス提供に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 再質問というわけじゃありませんけれども、私も議員となっていていろんなことを考える中において、どこかの国ではありませんけれども、ゆりかごから墓場までという、安心して過ごせる、そういう地域にしたいなという思いを持っているわけでありまして。ですので、この大和園そのものも、墓場というところの施設だろうという思いをしているわけでありまして、議員各位においても、これからの大和園の在り方、また、お医者さんのいる老人ホームという形ができるのか、否か。また、できるようにしていただきたいと思っております。議員各位においては、そのこともよく含めて、この大和園の在り方、今以上によくなることを、どうしたらよくなるかをよく考えていただきたいと思っております。

そういう思いを込めて、今回、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（若井千尋君） 11番、鏑本規之君の一般質問を終わります。

以上で、通告による質問は全て終了しました。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

今、7分ですので、15分から始めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時14分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎発委第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第2、発委第1号 もとす広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

発委第1号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発委第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、発委第1号 もとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については可決されました。



### ◎議案第3号より議案第10号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第3号 もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてより日程第10、議案第10号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第3号より議案第10号までについては総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま一括議題となりました議案第3号から議案第10号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告いたします。

総務介護常任委員会は、2月9日午前9時より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

以下、要点を集約して簡潔にご報告申し上げます。

議案第3号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、個人情報漏えいへの対応はどうかとの質疑に対し、執行部からは、罰則規定などを踏まえた対応を考えているとの答弁がありました。

次に、閲覧時のスマートフォン、カメラ撮影への対応はどの質疑に対し、執行部からは、閲覧は無料であるが、撮影禁止の規定がないため、その都度考えていきたいとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結

果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第4号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第5号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、当該条例の内容については、職員の定年延長に関するのかとの質疑に対し、執行部からは、60歳以上の職員について、現行の時短制度と同様の制度であるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第6号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、この条例は職員にとって有利になるのか、厳しくなるのかとの質疑に対し、執行部からは、職員にとって働きやすい環境づくりを整備するものとの答弁がありました。

次に、60歳を超える職員の給料月額の措置期間について、当分の間の具体的な期間はどの質疑に対し、執行部からは、国からは具体的な期間は示されていないが、制度が段階的に移行する令和13年度までは継続するものと解しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものであると決定されました。

次に、議案第7号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第8号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、管理職の役職定年について例外規定が設けてあるが、該当事例はあるのかとの質疑に対し、執行部からは、成り手不足や後任が定まらない場合等の事例が考えられるが、現在のところはないものと判断しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第9号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第10号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、督促手数料の廃止に伴い、歳入歳出の変化はあるのかとの質疑に対し、執行部からは、予算ベースで令和4年度の980件に対し令和5年度は390件を見込んでおり、約12万円の歳入減となるとの答弁がありました。

次に、保険料の公平性が覆されないような強化策を講ずるのかとの質疑に対し、執行部からは、期限内納付者との差が拡大しないよう、収納につ



いては一步踏み込んで強制徴収を強化していくとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第3号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 委員長報告に対しての質問というよりも、発委第1号、また議案第3号、4号も含んでのことなんですけれども、私の認識不足ということもあって質問をさせていただくわけでありますけれども、まず1点、そもそも個人情報とはどういうものなのか、説明をお願いをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） ただいま委員長の報告に対しての質疑でございますので、委員長の報告にあったことに対しての質問に絞りたいと思いますので、お願いいたします。

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 委員長報告の中においては、議案第3号について何も報告すべき内容はないということでありましたので、ないものについて質問ができませんけれども、私が思うのには、個人情報とは何をもって個人情報なのか。また、どこからどこまでが個人情報なのか。それを個人情報の保護という形でわざわざ制定しなければいけない理由、そういうものがよく分からないので、説明をお願いしたいということです。これは委員長であっても、報告ということですが、提案者である執行部に対しての質問でも結構なんです。

違うところで質問しろというなら、また違うところで質問しますけれども、議長においてはよろしく願います。

○議長（若井千尋君） 道下委員長。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） お答えします。

1号につきましては、私のほうではございませんので、3号につきましては、先ほど何も報告すべきことはないと言いましたけれども、2つほど質疑がございまして、その点につきましてはお答えをしたつもりでございます。

また、ほかにつきましては、委員会としては今そうした審査に対する内容はございませんでしたが、皆さん頂いておる資料の中には、広域連合個人情報保護施行条例の制定などについてという概要もございまして、これを見ただけであれば分かるかと思いますが、その頂きました資料の中には、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、国の公布により、個人情報保護の制度が見直され、地方公共団体にも個人情報の保護に関する法律が適用されるため、関係する条例の制定、廃

止及び一部改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） この条例の中身等々については私なりに理解はしているわけです。ただ、私が聞きたいのは、議会提出の発委第1号、それから、議案第3号等々については、管轄する場所が相当違うというふうに思っておるわけでありませぬ。

議員発議においては、何をもって個人情報かということになると、この条例に従っていくとするなら、発委第1号については事務局が保管する個人情報という形になるわけでありませぬけれども、3号、4号になると執行部がという形になるかと思っておるわけでありませぬ。デジタル化がどうのこうのということが書いてあるけれども、このデジタル化は個人情報は1つの単位として1,000個の個人情報を1つの単位としてどういうふうに保護していくかというような形だと思っておるわけでありませぬ。その中に、個人情報とは何かということに対して、これに生年月日等々ということになる。

特にこの広域連合においては、個人情報と名のつくものが少なくても万を超えてあるというぐらいあるかと思っておるわけでありませぬ。健康保険についても、老人福祉の保険についても、そういうものも全て個人情報に値するであろうと。そういうものをどうやって保護していくのか、どこまでが個人情報として保護していかなければいけないのかということが、よく分からないので、個人情報とは何かということをお尋ねしたわけでありませぬ。そして、どこまでを保護するのかということの観点がよく分からないうちに、質疑応答もなしというような形では、議員としての立場がありませんので、私以外の議員の方たちは皆理解しているかもしれませぬけれども、私は頭が悪いので理解できないので聞いているわけでありませぬので、議長においてはよろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 道下委員長。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま鏑本議員からいろいろ質問されましたが、そうしたことは委員会におきまして審査において、質疑もございませんでしたので、委員長としてはお答えいたしかねませぬ。

以上です。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） では、私が今思っているそのことについて、誰に質問すればいいのか。あなたが勉強不足だから、仕方がないと言われれば、それで終わりますけれども。

○議長（若井千尋君） 議事の進行上、今の運営に対しましては先ほど言いました総務介護常任委員会からの報告を受けて、それに対しての質疑でございます。質疑をする機会は何度かございましたので、今はご理解いただけない部分がありましたら、またご理解していただけるようお願いいた

いと思います。よろしくお願ひします。

鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君） 暫時休憩をお願いします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 休憩の声が出ましたので、休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号に対する委員長報告は可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願ひます。

起立全員であります。

よって、議案第3号 もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定については可決されました。

次に、議案第4号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号に対する委員長報告は可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号 もとす広域連合個人情報保護審査会条例の制定については可決されました。

次に、議案第5号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号に対する委員長報告は可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号 もとす広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については可決されました。

次に、議案第6号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号に対する委員長報告は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を願

います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については可決されました。

次に、議案第7号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号に対する委員長報告は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号 もとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第8号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号 もとす広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第9号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号に対する委員長報告は可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号 もとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第10号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号に対する委員長報告は可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第10号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については可決されました。



**◎議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（若井千尋君） 日程第11、議案第11号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第11号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第11号について、総務介護常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告をします。

議案第11号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべきものではありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第11号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告させていただきます。

療育医療衛生常任委員会は、2月10日午前9時より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5人が出席したほか、若井議長の出席をいただき、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設総括施設長補佐、そのほか担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について慎重に審議を行いました。

議案第11号につきましては、執行部より令和4年度一般会計補正予算書及び補正予算案の概要により補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告することはありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第11号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。  
まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第11号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）については可決されました。



#### ◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第12、議案第12号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第12号については総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第12号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告をします。

議案第12号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第12号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号に対する委員長報告は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第12号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）については可決されました。



### ◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第13、議案第13号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第13号については老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となっております議案第13号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告をいたします。

老人福祉常任委員会は、2月13日午前9時より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催をいたしました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため森副連合長、また、事務局長、総務課長、大和園長、その他担当職員の出席を求めたところ、会議の冒頭、森副連合長より、2月10日に発生した大和園での新型コロナウイルス感染症のクラスター事例に対し、その日のうちに隔離棟を設ける等、感染拡大防止に努めたとの報告がありました。そのときよりも、先ほどまた園長のほうから報告があつて、5人ほど増えたということであります。

その後、付託議案の審査に入り、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第13号につきましても、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要に基づき補足説明を受けました。

その後の質疑では各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべき事項として、県補助金で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の内訳はとの質疑に対し、執行部からは、新

型コロナウイルス感染症対策に関わった職員の時間外勤務手当に対し、各事業での療養者数掛ける補助単価で計算した金額の上限額を頂いたとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症のクラスターに対応した職員には、何か特別に手当ををしたのかという質疑に対し、執行部からは、コロナ禍の中で頑張ってきた職員には、人事評価でも加点して正当に評価しているとの答弁がありました。

次に、老人福祉施設財政調整基金を減額する理由はとの質疑に対し、基金は年度当初に約8,000万円を繰入れし、年度末に同額を積み戻す予定をしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で積み戻すことが難しくなったためであり、この傾向はしばらく続く見込みであるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をされました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第13号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号に対する委員長報告は可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第13号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）については可決されました。



◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第14、議案第14号 令和5年度もとす広域連

合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第14号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

- 総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第14号について、総務介護常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告をします。

議案第14号につきましては、執行部より、予算書及び当初予算案の概要により一般会計予算の詳細について補足説明を受けました。

その後質疑に入り、デジタル社会が加速する中、パソコンなどのデジタル機器の委託料、借上料などの予算が増額しているが、適正に計上されているのかとの質疑に対し、執行部からは、デジタル社会に対応した中間サーバーの設置、マイナンバー連携などの経費が増えているが、予算は積算根拠を確認しつつ計上しており、機器の調達も、市場の半導体不足などの影響を見込んで事業に支障のないよう交渉していくと答弁がありました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若井千尋君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

- 療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第14号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第14号につきましては、執行部より、予算書及び当初予算案の概要により補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに、療育医療施設のサービス事業収入は補充分があった令和4年度と比較して減額となっているが、令和3年度と比較した場合、同額程度なのかとの質疑に対し、執行部からは、令和4年度では57人分の減額となったが、令和3年度との比較では、延べ利用人数における部分でさほど差はないとの答弁がありました。

次に、療育医療施設の利用率はどのように推移しているのかとの質疑に対し、利用定員は最大90人の受入れが可能であるが、現在は1日の利用人数が約70人前後であり、1人当たり月平均3.5回程度の利用となっているとの答弁がありました。

次に、衛生施設の電気料金が増大するような緊急時には、基金をもっと使ってよいのでは、衛生施設財政調整基金の繰入れ基準、積立方針はどうかとの質疑に対し、執行部からは、電気料金等の光熱水費は、し尿処理に必要な経常経費として市町負担金でお願いしている、また、基金繰入金は臨時修繕等に活用し、財政調整基金積立金は施設規模の1割程度を基準と

しているとの答弁がありました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべきことはございませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第14号について、協議結果に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 委員長報告の中でありませんでしたので、少しお聞きをしたいと思います。

療育施設の施設長が今、空席となっています。そのことについて、どうして空席になっているのか、また、大和園の園長が12月で辞めたけれども、そこに配置されたというような形で聞いておりますけれども、そういうようなことについての質疑等々はなかったのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま鏑本議員からの質問をいただきました件につきましては、当委員会において協議した内容に含まれておりませんでしたので、答えることはできません。

以上です。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 予算についての審議でありますので、予算はお金に係ること全てに関係することであり、その中において、職員の給料等も含まれるわけであります。そういう中において、今、療育施設の施設長がいない、また、大和園のこともそうなんですけれども、12月において任期半ばというのか、その中において園長が辞められた。そのことについては当委員会においても、また、この議会の中においても、新しい人の紹介はあったけれども、辞めた理由、そういうものについての説明がなかった。当然、予算の中でそういうことは聞かれたのかなという思いがしたので、今聞いたわけであります。

一人事の問題ではなく、これは職員が途中で場所が変わるということについては、議員として、やはり予算が適正に使われているかということにつながるということであります。本来あるべき長の椅子が空席ということ、また、本来3月いっぱいまで長の椅子と言うところに座る責任があるという人が途中で辞めたということは、何か家庭の事情なのか、また、ほかの事情なのか、そういうことを議員として当然、聞かなければいけない。議員は、職員がどういう形で働いている、そういうこともチェックするのが議員としての使命であり、その中から踏まえて予算のところでもそういうことを聞かれましたかという質問をしたわけでありますけれども、そういう質疑もなかったということについての報告でありましたので、非常に残念な思いをしております。

もし、このことについて執行部のほうで何かあればお聞かせを願いたいと思えますけれども、これはもう議長権限でありますので、片一方だけの質問ということでも結構です。委員長に答えるだけの意思がないということであれば、それで結構であります。

○議長（若井千尋君） 今は委員会に対して、委員長の報告に対しての質問でございますので、この件に関しましては委員長のほうがなければ、これで、また後ほど聞いていただければというふうに思います。よろしく願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号 令和5年度もとす広域連合一般会計予算については可決されました。



### ◎議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第15、議案第15号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第15号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第15号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告をします。

議案第15号につきましては、執行部より当初予算書及び当初予算案の概要により、介護保険特別会計予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、介護保険料は3年間据え置き最終年かとの質疑に対し、執行部からは、令和5年度は令和3年度から始まった第8期介護

保険事業計画の最終年であり、介護保険料は月額基準額6,020円の同額と定められている、今後の保険料については第9期介護保険事業計画の中で月額基準額を確定していくことになるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第15号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第15号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については可決されました。



### ◎議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第16、議案第16号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第16号については老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鏑本規之君。

○老人福祉常任委員長（鏑本規之君） それでは、ただいま議案となりました議案第16号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第16号につきましては、執行部より予算書及び当初予算案の概要、追加資料に基づき補足説明を受けました。追加資料とは、このようなもの

であります。非常に分かりやすい、収入がどこからあるのか、また、何のためにつくったのか、そういうことがきめ細かく書いてある予算書の概要説明であります。非常に審議等々がしやすく、本当にありがたい資料だと思っております。このことについては、執行部にこういう資料をもう少し早く書いていただけるとよかったかなという思いをしておりますけれども、出してもらえたことについて感謝をする次第であります。

そして、この追加資料等々に基づき、その後、審議に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべき事項として、施設介護備品として車椅子4台の買換えが計上されているが、数は足りているのかとの質疑に対し、執行部からは、車椅子は約60台を保有しており、施設定員80人のうちおよそ8割の方が車椅子を利用することから、経年劣化等で使用ができなくなったものは買換えで対応し、不具合のあるものは修繕で対応しているので、数は足りているとの答弁がありました。

次に、約3,700万円をかけて実施する特別養護老人ホーム等の厨房改修工事の期間と、工事中の給食についてはという質疑に対し、執行部からは、準備期間を含めた工期は5か月程度を予定しているが、実質は2か月程度と見ており、その間、養護老人ホームの未使用の調理室と隣接する食堂の一部に仮設の調理場を設けて給食を提供するとの答弁がありました。早い話が、使っていないところを使ってやるから、何ら問題はないということでありました。

その後の質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をされました。

以上、老人福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 議案第16号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号に対する委員長報告は可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第16号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和5年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会します。

皆様お疲れさまでした。

閉会 午前11時17分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年2月21日

議 長 若 井 千 尋

署 名 議 員

1 番 馬 淵 ひ ろ し

1 3 番 石 井 伸 弘